

○厚生労働省告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表3の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専ら指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支

援をいう。)の提供に当たる常勤の相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。))第三条に規定する相談支援専門員をいう。二において同じ。)を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号))第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。二において同じ。)を修了していること。

ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ 指定特定相談支援事業所(指定基準第三条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。)の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係

る者に指定計画相談支援を提供していること。

へ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。